

佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、ごみ収集専用袋の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、「ごみ収集専用袋」とは、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成10年佐倉市規則第24号）第3条に規定するごみ収集専用袋で、かつ、この基準を満たし、市長の認定を受け、製造者が作成するものをいう。

2 この基準において、「製造者」とは、第7条第6項による認定を受け、ごみ収集専用袋を製造する者をいう。

（ごみ収集専用袋の容量）

第3条 うめたてごみのごみ収集専用袋の容量は15リットルとし、その他のごみ収集専用袋の容量は30リットルとする。ただし、もやせるごみのごみ収集専用袋の容量は、30リットル及び20リットルの2種類とする。

（ごみ収集専用袋の規格）

第4条 ごみ収集専用袋の規格は、次に定めるところによる。

- （1）形態及び大きさは、規則別記様式第1号に掲げるとおりとする。
- （2）材質は、高密度ポリエチレンとする。ただし、うめたてごみについては、低密度ポリエチレンとする。
- （3）厚みは、日本工業規格Z1702の5.1の基準を用い、同規格Z1702の7.3により測定するものとし、0.03ミリメートルとする。ただし、うめたてごみについては、0.04ミリメートルとする。
- （4）引っ張り強さは、日本工業規格Z1702の3における数値を用い、同規格Z1702の7.5により測定するものとし、次に定めるところによる。
 - ア 高密度ポリエチレン 縦方向300キログラムフォース毎平方センチメートル以上、横方向200キログラムフォース毎平方センチメートル以上とする。
 - イ 低密度ポリエチレン 縦方向170キログラムフォース毎平方センチメートル以上、横方向120キログラムフォース毎平方センチメートル以上とする。
- （5）色は、規則別記様式第1号に掲げるとおりとし、文字印刷色等についても同様とする。
- （6）着色率は、この基準による認定を受け、平成13年10月1日から供用

開始したごみ収集専用袋と同等色とする。

(7) 表示内容については、規則別記様式第1号のとおりとする。ただし、同様式中2本線の間には同様式備考の3におけるごみの区分を表示するものとし、2本線下線と「佐倉市指定ごみ収集袋」の表示の間に、別に市長が指定する、ごみの種類の略図を表示するものとする。

(8) 加工の程度は、次のとおりとする。

ア ヒートシール部については、空気を入れ外部から圧力を加えたときに破けないこと。

イ 開口部については、容易に開口できること。

ウ 外観については、異物の付着、色むら、汚れ、きず等がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）その法令に特段の定めがあるときは、これに従うものとする。

3 梱包するごみ収集専用袋の枚数は、梱包用外袋1枚につき、10枚とする。

4 包装用外袋は、ごみ収集専用袋が1枚ずつ取り出せるようにしなければならない。

5 包装用外袋の表示内容については、別表に定めるとおりとする。

6 ごみ収集専用袋及び包装用外袋は、国内生産品のみとする。

（製造者が製造するごみ収集専用袋の種類及び規格）

第5条 この基準に基づき、製造者が製造するごみ収集専用袋の種類及び規格は、規則別記様式第1号に掲げる全てのものとし、特定の種類又は規格のみとすることはできない。

（事前協議）

第6条 この基準の規定によりごみ収集専用袋を製造しようとする者は、認定申請前に次の事項について、市長と協議しなければならない。

(1) ごみ収集専用袋への印刷に係る図面及び原版等

(2) ごみ収集専用袋の色

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による協議は、佐倉市ごみ収集専用袋事前協議申請書（別記様式第1号）によるものとする。

3 第1項の規定による事前協議の申請の期間については、佐倉市ごみ収集専用袋事前協議申請書を受理した日から1年以内とし、その期間を過ぎたものは、効力を失うものとする。

4 市長は、第1項の規定による事前協議を全て終了したと認めたときは、佐倉市ごみ収集専用袋事前協議終了書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（認定）

第7条 前条第4項の規定により事前協議を終了した者（以下「申請者」という。）は、事前協議を終了した日から起算して、90日以内に佐倉市ごみ収集専用袋認定申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）申請者が法人である場合は、当該法人の定款、商業登記簿謄本及び業務経歴書

（2）申請者が自然人である場合は、履歴書及び住民票

（3）誓約書（別記様式第4号）

（4）ごみ収集専用袋の流通経路及び販売店の一覧表

（5）ごみ収集専用袋の仕様、大きさ等を記した図面等及び見本品

（6）ごみ収集専用袋がこの本基準の強度等を満たしていることを公的機関が検査し、証明した書類

（7）販売予定価格一覧表

（8）その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号のごみ収集専用袋の流通経路及び販売店の一覧表については、申請時に実績がなければ提出しないことができる。ただし、実績があり次第速やかに市長へ報告しなければならない。

3 第1項第5号の見本品については、あらかじめ市長が番号を与えるものとする。

4 第1項第8号の販売予定価格一覧表については、製造予定価格一覧表に代えることができる。

5 第1項の規定による認定の申請が、前条の事前協議が終了した日から起算して、90日以内に行われなかったときは、当該事前協議の効力を失うものとする。

6 市長は、第1項の規定により申請があったときは、当該申請について審査し、認定の可否を決定するものとする。

7 市長は、前項の規定により認定したときは、佐倉市ごみ収集専用袋認定書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

8 市長は、第6項の規定により申請を認定しなかったときは、佐倉市ごみ収集専用袋不認定書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（製造者責務）

第8条 製造者は、ごみ収集専用袋の品質管理及び流通について十分留意し、円滑な製造及び販売が行われるように努めなければならない。

2 製造者は、前項の品質管理及び流通に関し市長から報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

3 製造者は、製造物責任法（平成6年法律第85号）により、消費者から損害賠償請求等があったときは、速やかにこれに対処しなければならない。

（実績報告）

第9条 市長は、製造者の各ごみ収集専用袋販売店へのごみ収集専用袋卸数量について必要と認めるときは、実績を報告させることができる。

2 製造者は、前項の規定により市長から報告を求められたときは、速やかに対処しなければならない。

（認定番号等の表示）

第10条 製造者は、ごみ収集専用袋及び包装用外袋に次の事項を表示しなければならない。

- （1）認定番号
- （2）製造物責任法における表示
- （3）家庭用品品質表示法における表示

（規格の変更等）

第11条 市長は、第3条及び第4条に掲げる規格等を変更したときは、佐倉市ごみ収集専用袋規格等変更通知書（別記様式第7号）により、製造者へ通知するものとする。

2 製造者は、前項の規定による通知があったときは、このことについて速やかに対処しなければならない。

（改善の指示等）

第12条 市長は、ごみ収集専用袋がこの基準に適合しないと認めたときは、当該製造者に対して指示し、又は改善指導することができる。

2 製造者は、前項の規定により市長から指示又は改善指導があったときは、このことについて速やかに対処しなければならない。

（認定の取消し）

第13条 市長は、製造者が虚偽の申請をした場合又は前条の指示若しくは改善指導に従わない場合は、佐倉市ごみ収集専用袋認定取消書（別記様式第8号）により当該認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた製造者は、ただちに佐倉市ごみ収集専用袋認定書を市長に返還しなければならない。

（認定事項の変更）

第14条 製造者は第6条第6項の規定により認定された事項について変更しようとするときは、佐倉市ごみ収集専用袋認定変更申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、認定の変更の可否を佐倉市ごみ収集専用袋認定変更承認通知書（別記様式第10号）

により当該製造者に通知するものとする。

（認定の廃止）

第 15 条 製造者は、ごみ収集専用袋の製造を廃止しようとするときは、佐倉市ごみ収集専用袋認定廃止届出書（別記様式第 1 1 号）により市長に届け出るものとする。

（補則）

第 16 条 この基準に定めるもののほか、ごみ収集専用袋の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 3 月 1 2 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 5 年 1 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 月 日決裁 2 0 佐廃対第 号）

（施行期日等）

- 1 この基準は、決裁の日から施行し、平成 2 1 年度以後に販売するごみ収集専用袋について適用する。

（経過措置）

- 2 この基準による改正前の佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準の規定により製造されたごみ収集専用袋については、なお従前の例による。

別記
様式第1号

佐倉市ごみ収集専用袋事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

(申請者) 住 所
名 称
(氏名)
電話番号

印

佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第5条第2項の規定により、下記のとおり事前協議願います。

記

1 事前事項	
2 協議内容	1 ごみ収集専用袋への印刷に係る図面及び原稿等 2 ごみ収集専用袋の色 3 その他
3 添付書類	
※市記入欄	

様式第2号

佐倉市ごみ収集専用袋事前協議終了書

年 月 日

様

佐倉市長

印

佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第5条第4項の規定により、下記のとおり事前協議を終了しましたので通知します。

記

1 事前協議終了内容

様式第3号

佐倉市ごみ収集専用袋認定申請書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

(申請者) 住 所
名 称
(氏名)
電話番号

印

佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準における認定を受けたいので、同基準第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

項 目	内 容
流通経路及び 販 売 店 一 覧	
仕 様 及 び 大 き さ 等	
強 度 等 証 明	
販売価格一覧	
強 度 数 値	

袋の規格等

1 製造袋種類・・・該当するものに○を付ける

	もやせるごみ		うめたてごみ		ビン		カン
	その他紙製容器包装				その他プラスチック製容器包装		

2 袋の強さ

(1) もやせるごみ(30リットル用)

厚み	mm			
引っ張り強度	縦	kg f /cm ²	横	kg f /cm ²
大きさ	縦	mm	横	mm
容量	リットル			

(2) もやせるごみ(20リットル用)

厚み	mm			
引っ張り強度	縦	kg f /cm ²	横	kg f /cm ²
大きさ	縦	mm	横	mm
容量	リットル			

(3) うめたてごみ(15リットル用)

厚み	mm			
引っ張り強度	縦	kg f /cm ²	横	kg f /cm ²
大きさ	縦	mm	横	mm
容量	リットル			

(4) ビン

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(5) カン

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(6) その他紙製容器包装

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(7) その他プラスチック製容器包装

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

様式第4号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

(申請者) 住 所
名 称
(氏名)
電話番号

⑩

佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準により、佐倉市ごみ収集専用袋を製造・販売するときは、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準を遵守するとともに、いかなる場合にあっても市の指示等に誠実に従います。
- 2 ごみ収集専用袋の品質管理及び流通に十分留意し、円滑に事業遂行します。
- 3 認定の取消しがあったときは、市の指示に迅速に対応し、流通しているごみ収集専用袋については責任を持って回収し、廃棄物として適正に処理します。

様式第5号

佐倉市ごみ収集専用袋認定書

年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました佐倉市ごみ収集専用袋認定申請について、佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準に適合しており、認定しましたので、同基準第6条第7項の規定により通知します。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 認定番号 号
- 3 製造種類
- 4 ごみ収集専用袋の規格 認定内容のとおり

注 本認定書の内容以外のごみ収集専用袋の製造等を行ったときは、認定を取り消すことがあります。

認定内容

(1) もやせるごみ (30リットル用)

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(2) もやせるごみ (20リットル用)

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(3) うめたてごみ (15リットル用)

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(4) ビン

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(5) カン

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(6) その他紙製容器包装

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

(7) その他プラスチック製容器包装

厚み	mm	
引っ張り強度	縦 kg f /cm ²	横 kg f /cm ²
大きさ	縦 mm	横 mm
容量	リットル	

様式第6号

佐倉市ごみ収集専用袋不認定書

年 月 日

様

佐倉市長



年 月 日付けで申請のありました佐倉市ごみ収集専用袋認定申請について、下記の理由により佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準に不適合であり、認定できませんので、同基準第6条第8項の規定により通知します。

記

1 理 由

様式第7号

佐倉市ごみ収集専用袋規格等変更通知書

年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市ごみ収集専用袋の規格等を下記のとおり変更しましたので、佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第10条第1項の規定により通知します。

記

1 変更事項

2 変更年月日 年 月 日

様式第8号

佐倉市ごみ収集専用袋認定取消書

年 月 日

様

佐倉市長



佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第12条第1項の規定により、下記の認定を取り消します。

記

1 認定日 年 月 日

2 認定番号 号

3 取消理由

様式第 9 号

佐倉市ごみ収集専用袋認定変更申請書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

(申請者) 住 所
名 称
(氏名)
電話番号

印

下記のとおり認定事項を変更したいので、佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第 1 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 認 定 日 年 月 日
- 2 認定番号 号
- 3 変更内容 以下のとおり

変 更 前	
変 更 後	

様式第10号

佐倉市ごみ収集専用袋認定変更通知書

年 月 日

様

佐倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました佐倉市ごみ収集専用袋の認定変更申請について、佐倉市ごみ収集専用袋の認定に関する基準第13条第2項の規定により、下記のとおり認定変更しましたので通知します。

記

変更前	
変更後	

様式第11号

佐倉市ごみ収集専用袋認定廃止届出書

年 月 日

(あて先) 佐倉市長

(申請者) 住 所
名 称
(氏名)
電話番号

印

下記により認定を受けたこのことについて、認定を廃止したいので、佐倉市
ごみ収集専用袋の認定に関する基準第14条の規定により届け出ます。

記

- 1 承認日 年 月 日
- 2 認定番号 号
- 3 廃止予定日 年 月 日
- 4 廃止種類
- 5 廃止理由